アーケード又は日よけ設備	
主として金属製のもの	一五
その他のもの	八
店用簡易装備	三
可動間仕切り	
簡易なもの	三
その他のもの	一五
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	
主として金属製のもの	一八
その他のもの	一〇
構築物	
発電用又は送配電用のもの	
小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）に基づき建設したものに限る。）	三〇
その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。）	五七
汽力発電用のもの（岩壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう。）	四一
送電用のもの	
地中電線路	二五
塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線	三六
配電用のもの	
鉄塔及び鉄柱	五〇
鉄筋コンクリート柱	四二
木柱	一五
配電線	三〇
引込線	二〇
添架電話線	三〇
地中電線路	二五
電気通信事業用のもの	
通信ケーブル	
光ファイバー製のもの	一〇
その他のもの	一三
地中電線路	二七
その他の線路設備	二一
農林業用のもの	
主として金属造のもの	一四
その他のもの	八

コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。）	
岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう	三〇
れんが造のもの（前掲のものを除く。）	
煙突、煙道、焼却炉、へい及び爆発物用防壁	二五
その他のもの	
金属造のもの（前掲のものを除く。）	
送配管	
鋳鉄製のもの	三〇
鋼鉄製のもの	一五
ガス貯そう	
液化ガス用のもの	一〇
その他のもの	二〇
薬品貯そう	
塩酸、ふつ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を有する無機酸用のもの	八
アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの	一五
水そう及び油そう	
鋳鉄製のもの	二五
鋼鉄製のもの	一五
つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール	一〇
その他のもの	四五
合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。）	一〇
車両及び運搬具	
鉄道用又は軌道用車両（架空索道用搬器を含む。）	
電気又は蒸気機関車	一八
電車	一三
貨車	
高圧ボンベ車及び高圧タンク車	一〇
薬品タンク車及び冷凍車	一二
その他のタンク車及び特殊構造車	一五
その他のもの	二〇
線路建設保守用工作車	一〇
鋼索鉄道用車両	一五
架空索道用搬器	
閉鎖式のもの	一〇
その他のもの	五
無軌条電車	八
その他のもの	二〇